

1 単元名 現代の民主政治と社会

2 目標

- 国会・内閣・裁判所のしくみや役割などに関心をもち、自分から進んで調べようとする。  
(社会的事象への関心・意欲・態度)
- 政治のしくみが法に基づいていることを踏まえ、人間を尊重し、自由と権利を保障する民主的な政治の在り方と課題について地域住民や主権者の立場から多面的・多角的に考察することができる。  
(社会的な思考・判断)
- 国会・内閣・裁判所の新聞記事などを活用し、そのしくみや役割を分類したり整理したりすることができる。  
(資料活用)の技能・表現)
- 三権分立の原則によって国民の自由や権利が守られているとともに、三権に対し国民の政治参加の機会が保障されていることを理解することができる。  
(社会的事象について知識・理解)

3 単元について

本単元は新学習指導要領の公民的分野の内容(3)「私たちと政治・イ・民主政治と政治参加」に対応するものである。民主政治を推進するためには、公正な世論の形成や国民の政治参加が必要となること、また、国民の意思が国政や地方の政治に十分反映させることが必要である。そして、一人一人が政治に対する関心を高め、主体的に社会に参画することが大切である。議会制民主主義に関する学習を通して、人間を尊重し、自由と権利を保障する民主政治を守り発展させようとする意欲と態度を養うことをねらいとしている。  
本単元に関わるアンケート結果は次の通りである。

	質問項目	回答
1	裁判員制度について知っていますか。	はい23人  いいえ10人
2	自分の意見を積極的に発表していますか。	はい12人、 どちらかという はい10人、 どちらかという いいえ9人、 いいえ2人
3	積極的に発表できない理由は何ですか。 (「どちらかという いいえ」、「いいえ」と答えた生徒の回答)	何と言っているかわからない7人 内容が難しい5人 恥ずかしい1人
4	話し合いなどの意見交換は理解に役立ちますか。	はい21人、 どちらかという はい7人、 どちらかという いいえ3人、 いいえ2人

生徒は、学習に対して意欲的である。これまでの学習では、個人学習とグループ別学習を活用しながら学習を展開してきた。自分の考えをつくり、友達と意見交換をすることで様々な見方や考え方があり、それを意識できるようにしてきた。しかし、生徒の中には積極的に発表できない理由として、「何と言っているかわからない」「内容が難しい」などの意見が挙げられた。このことから、自分の考えをまとめたり発表したりすることが苦手であると考えられる。話し合い活動を通して自分の考えを広め、意見交流から考え方を深めることは大切なことである。

そこで、本単元では国会・内閣・裁判所の地位や役割、相互関係を理解させる。また、具体的な事例を通して、三権分立の原則によって国民の自由や平等が守られ、国民の政治参加と深く関わっていることを理解させ、指導していく。

4 本単元での言語活動の充実

本校社会科では、言語活動を「習得した知識・技能を活用して、歴史的事象や社会的事象の差異点や共通点について自分の言葉で説明したり、論述したりする活動」ととらえている。

本単元では、国会・内閣・裁判所の三権は、国民の政治参加の機会が保障されていることを事例を取り上げながら学習していく。その上で、自分の考えをつくり、友達との意見交流を通して社会的な見方や考え方を深めていく活動を通して、言語活動の充実を図る。

5 単元の指導と評価の計画 (17時間扱い)

第1次 現代の民主政治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5時間

第2次 国の政治のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7時間

時	学習内容	評価の観点				評価規準		方法
		関	意	技	知	評 価 規 準		
1	議会制民主主義と国会	○			◎	国会のしくみと3つの役割、議会制民主主義について理解している。	・ワークシート ・発表	
2	国会のはたらき			◎	○	国会の働きを新聞やインターネットなどを活用して調べ表現している。	・ワークシート ・発表	
3	行政と内閣			◎	○	内閣の地位と権限について新聞記事などを活用して調べ表現してい	・ワークシート	

4	現代の行政		◎	○	る。 行政権の肥大化や規制緩和などについて自分なりに考察している。	・発表 ・ワークシート ・発表	
5	法を守る裁判所	○			◎	法の役割と裁判所の働き、しくみについて理解している。	・ワークシート ・発表
6 (本時)	裁判の種類と人権		◎		○	裁判の種類を知り、実例を通して人を裁くことの重大さを考えている。	・ワークシート ・発表
7	三権の抑制と均衡	○			◎	三権分立のしくみと重要性について国民の立場から理解している。	・ワークシート ・発表

第3次 地方の政治と自治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5時間

6 本時の学習

(1) 目標

裁判の種類を知り、実例を通して人を裁くことの重大さを考えることができる。  
(社会的な思考・判断)

(2) 本時における言語活動を充実させるための手立て

裁判の実例をもとに、自分なりに憲法に基づいた判断した結果を友達の判断と比較し、根拠を示しながら意見交換をできるように工夫する。

(3) 準備・資料

ワークシート、名称カード、裁判員制度資料、掲示資料

(4) 展開

(◎は言語活動を充実させるための手立て)

学習活動・内容	支援と評価
1 学習課題を確認する。 人を裁くために大切なことは何だろう？	・前時の学習を振り返り、裁判のしくみについて触れる。 ・裁判員制度についてのクイズを行い、裁判についての関心・意欲を高められるようにする。
2 裁判員制度についてクイズを行う。	・民事裁判と刑事裁判の法廷図を見せることで興味関心を高める。
3 二枚の写真から裁判の違いを見つけ、図を完成させ、二つの種類の裁判がどう違うかまとめる。 ①裁判官②書記官③速記官④原告⑤被告 ⑥被告人⑦証人⑧廷吏⑧検察官⑨弁護士	・9つの語句についてのカードを用意し意味の分らない語句について、補足することで裁判のそれぞれの役割について理解できるようにする。 ・教科書を使い、刑事裁判と民事裁判の違いを調べられるようにワークシートを工夫する。
4 公正な裁判について考える。 (1) 逮捕状について調べる。  (2) 冤罪事件について知る。	・法を犯すと、どのように逮捕状が提示され、執行されるのかを提示する。  ・教科書の資料を使い、憲法によって容疑者の人権が守られていることが理解できるようにする
5 事例を参考に自分の考えを書く。 (1) 実父絞殺事件についてどのように裁くのかを考えてみる。  (2) 意見交換をする。	・足利事件、松山事件、島田事件、免田事件など、誤審された事件を紹介すること、無罪が証明された事件があるべきかを考えることができるようにする。 ・実際に起こった事件をもとに、裁判員としてどのような判決を下すべきかを考えることで、制度への理解を深める。 ・実際の事例を考えたこと、人を裁くことの難しさを考えさせる。 ◎自分の判断と友達の判断を比較し、なぜそのような判断をしたのかという根拠を示しながら意見交換し合えるようにワークシートを工夫する。
6 公正な裁判に必要なことについてまとめる。	◎裁判の種類を知り、実例を通して人を裁くことの重大さを考えている。(思考・判断)【発表・観察】
7 次時の学習を知る。	・三権分立について学習することを伝える。

27

人を裁くために大切なことは・・・

3年 組

- 1 裁判員制度について ×クイズにチャレンジしよう！ < 5問 >  
裁判員制度 For Kids を参考に

--	--	--	--	--

- 2 2つの種類の裁判がどう違うのかを

裁判官・書記官・速記官・原告・被告・被告人・証人・廷吏・検察官・弁護士

--

- 3 公正な裁判はどのように行われているのかを調べてみよう。

(1) 右のような文書を何というのか。 

( )

(2) この文書を請求した人は誰か。

( )

(3) この文書の発行者は誰か。

( )

(4) この文書の発行は何に基づいているのか。

--

(5) この文書があるためによりよいことは何か

--

4 では、「無罪の人が罪を着せられたことはないのだろうか？」

資料【まさかこんなことが！？】このような事件を（ 冤 罪 事 件 ）

地裁・高裁・最高裁と三回の裁判ではいずれも「死刑」判決を受けた齊藤さんは、死刑囚となりながらも無罪を叫び続け、とうとう再審裁判を特別に許可された。

その結果は無罪！

齊藤さんは死刑台の一步手前から29年ぶりに社会へ戻ってきた。

免田栄さん（獄中32年）

谷口繁さん（獄中27年）

5 【最高裁判所の違憲判決の例】

資料【あなたならA子さんをどう裁く？】を聴いてあなたの意見を書きなさい。

<殺人罪に関する法律>

刑法199条 人を殺したる者は死刑もしくは無期もしくは3年以上の懲役に処す

無期：無期刑のひとつ。終身拘禁する懲役刑

刑法200条 自己または配偶者の直系尊属を殺したる者は死刑または無期懲役に処す

配偶者：夫婦の一方からみた他方

直系尊属：直系の関係にある尊属。父母・祖父母など

もしあなたが裁判員だったらこの事件に199条と200条どちらの規定を適用しますか？その理由も書きなさい。

私は（ ）条を適用します。  
<理由>

-----  
-----  
-----  
-----

実際の判決は

宇都宮地方裁判所 1審（ ）条）を採用した。  
東京高等裁判所 2審（ ）条）を採用した  
最高裁裁判所 3審（ ）条）を採用した。

刑法（ ）条は憲法（ ）条に違反。1973年違憲判決を最高裁判所が決定する。

その結果1995年の刑法改正で（ ）条は削除された。